

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市民一人ひとりの人権が尊重され、互いの価値観や個性などの違いを多様性として認め合える人権のまちづくりを目指すため、性的マイノリティである者等が、その自由な意思により、互いにパートナーであること及び、子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合うことを宣誓するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ…… 性的指向や性自認のあり方が多数者とは異なる者をいう。
- (2) 性的指向…… 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性自認…… 自己の性別についての認識をいう。
- (4) パートナーシップ…… 一方又は双方が性的マイノリティである2者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (5) ファミリーシップ…… パートナーシップにある2者が、互いの子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。
- (6) 近親者…… 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。
- (7) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓…… パートナー

シップにある２者が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をする日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が2週間以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする相手同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓しようとする者同士が民法734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは民法735条に規定する直系姻族の関係にないこと。
- (5) 未成年の子（養子を含む）をファミリーシップの対象者として届出をする場合においては、パートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計を同一にしていること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、本市職員の面前において、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)及び、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、あらかじめ宣誓する日時等について、事前に調整するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（3ヶ月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。）
 - (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。いずれも3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 市内に住所を有していない場合、市内への転入を予定していることが確認できる書類
 - (4) その他、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓しようとする者の一方又は双方が、宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めたときは、本市職員及び宣誓しようとする者双方の立会いのもとで他の者に代筆させることができるものとする。
- 3 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上等の氏名との併記により通称名（氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。この場合において、市長は通称

名を日常的に使用していることがわかる書類の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(第3号様式。以下「受領証」という。)に収受印を表示した宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときは、通称名を受領証に記載するものとする。

2 市長は、宣誓者が希望するときは、前項の受領証に加え、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(第3号の2様式。以下「受領証カード」という。)を宣誓者1人に対して1枚交付するものとする。

3 宣誓者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票(第4号様式。以下「宣誓受付票」という。)を交付する。

4 宣誓受付票の交付を受けた宣誓者は、2週間以内に市内に転入し、1月以内に転入したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。

5 前項の書類が提出された場合、市長は受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)を交付する。

6 第4項の規定に違反する場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓者から提出された宣誓書、確認書及び添付書類を本人に返還するものとする。また宣誓受付票は、その効力を失う。

(宣誓内容等の変更等)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届(第5号様式。以下「変更届」という。)に受領証等及び変更の

内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定により変更届を提出するものについて準用する。

3 市長は、変更届の提出を受け、受領証等の記載事項を変更したときは、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等の紛失、破損、又は汚損並びに住所等の変更があり、再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第6号様式。以下「再交付申請書」という。)により、申請することができる。この場合において、受領書等の破損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した受領証等の変更内容が分かる書類を再交付申請書に添付しなければならない。

2 市長は、受領証等の再交付を受けようとする者が、前項の規定による申請をするときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

4 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証及び受領証カードを発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届(第7号様式)に第7条及び前条の規定により交付を受けた受領証等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により受領証等の返還が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたと

き

(2) 一方又は双方が死亡したとき

(3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき

(4) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき

(5) 受領証等の返還を希望するとき

2 前項の規定により返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(ファミリーシップの継続)

第10条の2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、死亡した宣誓者以外の宣誓者がファミリーシップの継続を希望する場合は、受領証等の返還を要しない。

2 未成年の子をファミリーシップの対象としている場合においては、次に掲げる要件をいずれも満たすことにより、ファミリーシップを継続することができる。

(1) 親権を行う者又は未成年後見人の同意を得ていること。

(2) 当該子と同居しており、かつ、生計を同一にしていること。

(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の無効及び取消し)

第11条 虚偽その他の不正な方法によりなされたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は無効とする。

2 受領証等を不正に使用又は偽造し、若しくは変造したときは、当該受領証等に係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、取り消されたものとみなす。

3 前項に該当することが判明したときは、市長は第7条、第8条及び9条の規定により交付した受領証等の返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第11条の2 宣誓者が、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体（以下「協定締結自治体」とい

う。)へ転出する場合であって、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(9号様式)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 協定締結自治体から本市に転入した者は、当該自治体が交付した受領証等(継続使用の手続きがされたものに限る。)を本市において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条第1項第1号及び第2号に該当した場合又は協定締結自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続している受領証等の再交付については、第9条の規定を準用する。

(市の施策への配慮)

第12条 市長は、各種施策の施行にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者に十分に配慮するものとする。

(市民及び事業者への周知)

第13条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の趣旨を理解し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者がその社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応がなされるよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存及び登録簿等の作成)

第14条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録簿(第8号様式)を作成し、宣誓日及び受領証等の交付日についてはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓管理記録簿(第8号様式)を、受領証等の再発行については受領証・カードの再発行記録簿(第8号の2様式)を、受領証等の返還もしくは宣誓の取消については受領証及びカードの返還・宣誓の取消記録簿(第8号の3様式)を必要に応じて宣誓に係

る情報を記録する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の天理市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定によりパートナーシップ宣誓の登録を受けている者については、この要綱の相当規定に基づく宣誓者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の登録を受けている者については、この要綱の相当規定に基づく宣誓者とみなす。

■この証明書を提示されたみなさまへ

天理市では、性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いの価値観や個性などの違いを多様性として認め合える人権のまちづくりを目指すため、互いのパートナーであることを宣誓するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を行っています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、天理市がその市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上に効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

この申請受付票は、宣誓者の双方が市外に居住していて、天理市の転入しようとしているときに交付するものです。宣誓者が天理市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさま宛に掲示する可能性があります。

事業者のみなさまには、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 天理市の「パートナーシップ・ファミリーシップ」とは

互いを人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した2人及び、子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う関係をいいます。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、市長が当該宣誓者をパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付することにより行われます。

2. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をすることができる人

申請をするには、次の4つを満たす必要があります。

- (1) 双方が成人であること。

- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。
 - ア 双方に配偶者がいないこと。
 - イ 当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
 - ウ 当事者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係にないこと。
- (4) 18歳未満の子をファミリーシップの対象者として届出をする場合においては、パートナーシップにある者の一方又は双方がその子と生計を同一にしていること。

※上記(2)イ又はウの「一方又は双方が市内への転入を予定している」場合の申請は、「市長が認める期間内」に転入したことを証明する住民票の提出があったときに受領証を交付します。

第1号様式（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たち _____ と _____ は、互いを人生のパートナーと宣誓しますので、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ パートナーシップ・ファミリーシップ にあることを誓い、宣誓書を提出します。

年 月 日

〔宣誓者〕（住所）_____

（氏名）_____

（住所）_____

（氏名）_____

〔代書の場合（要綱第4条第2項）〕

〔代書者〕（住所）_____

（氏名）_____

〔ファミリーシップ対象者〕 ※必要な場合に記入

（住所）_____

（氏名）_____

（住所）_____

（氏名）_____

※転入予定の場合

（転入予定日 年 月 日）

〔新住所〕 _____

〔入居予定日〕 年 月 日

収受印

第2号様式（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

天理市長 様

私たちは、天理市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱に関する要綱の規定に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」をするにあたって、以下の確認事項に記載される内容が、事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を遵守することを誓います。

届出日 年 月 日

ふりがな		
氏名		
(通称名の場合) 戸籍上等の氏名		
電話番号		

(代筆の場合、代筆者) 住所 _____

氏名 _____

確認事項（お互いに確認した事項には、右の□に✓を付けてください。）		
関係性 (要綱第2条)	双方、又はいずれか一方が性的少数者である二者の間の関係であり、互いを人生のパートナー、又は家族（ファミリー）とし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であること。	<input type="checkbox"/>
年齢要件 (要綱第3条)	宣誓をする日において、双方がともに民法に規定する成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
住所要件 (要綱第3条)	次のいずれかに達している（該当する番号に○をつけてください。） 1. 双方が市内に住所を有している 2. 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に市内の転入を予定している。 3. 双方が2週間以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
独身要件 (要綱第3条)	双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
近親者でない (要綱第3条)	宣誓をしようとする者同士が、直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族でないこと。	<input type="checkbox"/>
受領証等の返還に関する事項 (要綱第10条及び11条)	以下の事由に該当するとき、受領証等を返還すること。 (1) パートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき (2) 一方又は双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき (3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき	<input type="checkbox"/>
遵守事項 (要綱全体)	宣誓時及び、受領証等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>

第3号様式（第7条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

お二人から、天理パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人及びご家族のご多幸を祈念します。

天理市は、全ての人が個人として尊重され、自由で平等な社会で安心して暮らすことができ、誰もがありのまま自分らしく幸せに過ごせるまちづくりを目指しています。


今後とも、お二人及びご家族が天理市でいきいきと輝き、活躍されることを期待します。

宣誓者 氏名 _____様	宣誓者 氏名 _____様
住所 _____	住所 _____
生年月日 _____年 月 日生	生年月日 _____年 月 日生
ファミリーシップ対象者 氏名 _____様	ファミリーシップ対象者 氏名 _____様
住所 _____	住所 _____
生年月日 _____年 月 日生	生年月日 _____年 月 日生
宣誓日 年 月 日	

天理市長


第3号の2様式（第7条関係）

表面（その1）

 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

天理市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証します。

【本人】 _____ 様 【パートナー】 _____ 様
住所 _____ 住所 _____
_____ 住所 _____
_____ 住所 _____


宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
交付番号 _____ 天理市長 

表面（その2）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

天理市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証します。

【本人】 _____ 様 【パートナー】 _____ 様
住所 _____ 住所 _____
_____ 住所 _____
_____ 住所 _____

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
交付番号 _____ 天理市長 

裏面（共通）

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、天理市として、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人及びご家族が、いきいきと輝き活躍されることを期待するものです。

この受領証の提示を受けた際には、上記の趣旨にご理解ください。

特記事項（ファミリーシップ対象者等）： _____

第4号様式（第7条関係）

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票

様

以下のとおり、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受付印	

双方が天理市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

提出期限： 年 月 日

上記期限までに提出がない場合は、宣誓要件を欠く申請として、連絡先へ宣誓書類をお返しします。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓についての問い合わせ

天理市くらし文化部 人権センター

電話 0743-65-0130

FAX 0743-65-3872

第5号様式（第8条関係）

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等

記載事項変更届

天理市長 様

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、宣誓した事項について変更が生じたので、届出ます。

届出日 年 月 日

氏名	
(通称名の場合) 戸籍上等の氏名	
住所	
変更理由	
連絡先(電話番号等)	

代筆者

氏名	
住所	

変更内容

1	氏名	変更前		
		変更後		
2	通称	変更前		
		変更後		
3	住所	変更前		
		変更後		
4	ファミリーシップ対象者の追加・削除	氏名		
		生年月日		
		その他		
5	その他	変更前		
		変更後		

第6号様式（第9条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付で交付されました、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 破損
- (3) 汚損
- (4) 住所等の変更
- (5) その他

年 月 日

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

收受印

第7号様式（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、受領証及び受領証カードを返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

(1) パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消

・ 解消された日 年 月 日

(2) 死亡

・ 亡くなった方

・ 亡くなった日 年 月 日

(3) 天理市外へ転出

・ 転出先

・ 転出日 年 月 日

(4) その他

・ 理由()

年 月 日

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

収受印

第8号様式（第14条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 登録簿

【記録について】

- 以下の処理を行った際に記録してください（その際、記録簿更新に関する決裁は不要）。
 - ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（以下、受領証）及び
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（以下、カード）の交付
 - ・ 受領証又はカードの再発行
 - ・ 受領証及びカードの返還届の受領
 - ・ 宣誓の無効又は取消
- この記録簿の記録内容は、更新の有無にかかわらず、人権センター所長の専決をもって
確認してください。なお、その際に、確認時現在における情報の突合は必要ありません。

第 8 号様式（第14条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 管理記録簿

登録番号	宣誓者1 上:氏名(通称) 下:住所	宣誓者2 上:氏名(通称) 下:住所	宣誓 日	受領証 等交 付日	返還届 受理日	備考 (代筆者・ファミリー シップ対象者等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第8号の2様式（第14条関係）

受領証・カードの再発行記録簿

【理由の分類】 1・・・紛失、2・・・破損、3・・・汚損、4・・・住所等の変更、5・・・その他

管理番号	登録番号	宣誓者1	宣誓者2	理由	備考 (変更前の情報、その他の詳細)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

第 8 号の 3 様式（第14条関係）

受領証及びカードの返還・宣誓の取消記録簿

【類型の分類】 1・・・宣誓者からの返還届の提出、2・・・無効、取消

【返還理由の分類】 1・・・パートナーシップ[※]の解消、2・・・一方又は双方の死亡、3・・・市外への転出、4・・・その他

【取消理由の分類】 1・・・虚偽の報告、2・・・不正な方法による宣誓、3・・・受領証・カードの偽装・変造

管理 番号	登録 番号	宣誓者1	宣誓者2	類型	理由	備考 (理由、その他の詳細)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

第9号様式（第11条の2関係）

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等

継続使用申請書

天理市長 様

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の継続使用が生じたため、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第11条の2の規定により申請します。

届出日 年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

ふりがな		
氏 名		
(通称名の場合) 戸籍上等の氏名		
生年月日		
転出元住所		
転出先住所		
電話番号		

【ファミリーシップ対象者】

ふりがな		
氏 名		
生年月日		

【代筆者】

氏 名	
住 所	